

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

役員報酬及び退職金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県労働基準協会(以下、「協会」という。)定款第29条に基づき、理事及び監事(以下、役員という。)に関する報酬並びに役員に関する退職金について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、当協会を主たる勤務場所とし、週3日以上労働基準協会の業務に従事する者いう。
- (2)非常勤役員とは、常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (3)報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員の報酬は、社員総会で決定した常勤役員俸給表(別表1)のうちから協会業務に関する経験、能力を勘案して会長が理事会の承認を得て決定した額を支給する。

- 2 常勤役員には賞与は支給しない。
- 3 非常勤役員の職務執行の対価として別表2に定める報酬を支給することができる。
- 4 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、別に定める。

(役員の退職金)

第4条 役員が退職した場合は、次により退職金を支給する。ただし、常勤役員については、協会職員の退職金規程に定める退職金を支給することができる。

- (1) 会長 1年につき30,000円
- (2) 副会長及び監事 1年につき20,000円
- (3) 理事 1年につき10,000円

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むか又は直接本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 当協会は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会において決定するものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し、必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年6月22日から施行する。

別表1

号 数	年 額	号 数	年 額	号 数	年 額	号 数	年 額
第1号	400	第6号	470	第11号	520	第16号	620
第2号	420	第7号	480	第12号	540	第17号	640
第3号	440	第8号	490	第13号	560	第18号	660
第4号	450	第9号	500	第14号	580	第19号	680
第5号	460	第10号	510	第15号	600	第20号	700

(単位万円)

別表2

非常勤役員について……1日につき1万円